

熊本県被措置児童等虐待対応 ガイドライン

令和8年1月

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局

目 次

| | |
|---|----|
| 目的 | 1 |
| 第1章 被措置児童等虐待の定義・種類 | |
| 1 被措置児童等虐待とは | 1 |
| 2 施設職員等とは | 1 |
| 3 被措置児童等とは | 1 |
| 4 被措置児童等虐待の種類 | 2 |
| (1) 身体的虐待 | 2 |
| (2) 性的虐待 | 2 |
| (3) ネグレクト | 2 |
| (4) 心理的虐待 | 3 |
| 5 児童虐待防止法との関係 | 3 |
| 第2章 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制及び対応 | |
| 1 通告・届出に関する体制等 | 4 |
| (1) 通告受理機関及び届出受理機関 | 4 |
| (2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知 | 5 |
| (3) 早期発見のための体制整備 | 5 |
| 2 初期対応 | 5 |
| (1) 通告受理機関及び届出受理機関が通告等を受理する際の対応 | 5 |
| (2) 通告等受理後の対応 | 8 |
| (3) 通告等を受理した後の県子ども家庭福祉課等の対応手順 | 8 |
| (4) 措置を行う都道府県と被措置児童等の利用する施設（里親・ファミリーホームを含む。）の所在地の都道府県が異なる等の場合 | 9 |
| 3 被措置児童等の状況の把握及び事実確認等 | 9 |
| (1) 被措置児童等の状況把握及び事実確認 | 9 |
| (2) 対応方針の検討 | 11 |
| 4 被措置児童等に対する支援等 | 11 |
| (1) 被措置児童等に対する支援 | 11 |
| (2) 保護者への支援 | 11 |
| (3) 対応方針等の適切なフィードバック | 12 |
| 5 施設等への指導等 | 12 |
| (1) 被措置児童等虐待に関する検証 | 12 |
| (2) 施設等への改善方策等の検討 | 12 |
| (3) 改善方策等の実施確認 | 13 |
| (4) 告発等 | 13 |
| 6 審査部会の体制・対応 | 13 |
| (1) 審査部会の役割 | 13 |

| | |
|---------------------------|-----------|
| (2) 審査部会への通告等の対応 | 14 |
| (3) 県子ども家庭福祉課等による審査部会への報告 | 14 |
| (4) 審査部会による意見、調査等 | 14 |
| 7 被措置児童等虐待の公表 | 15 |
| (1) 被措置児童等虐待の定期的な公表 | 15 |
| (2) 個別案件の公表 | 15 |

第3章 被措置児童等虐待の予防等

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 1 県の取組み | 15 |
| 2 施設等の取組み | 16 |
| (1) 風通しの良い組織運営 | 16 |
| (2) 開かれた組織運営 | 16 |
| (3) 施設職員等の研修、資質の向上 | 16 |
| (4) 里親家庭・ファミリーホームにおける予防的な視点 | 17 |
| (5) こどもの意見を踏まえた、こどもの最善の利益を実現する仕組み等 | 17 |

別紙

| | |
|--------------------------|-----------|
| 被措置児童等虐待通告等受理・届出票 | 19 |
|--------------------------|-----------|

目的

熊本県被措置児童等虐待対応ガイドラインは、被措置児童等虐待防止の対策を講じるに当たり、子どもの権利擁護の観点から、熊本県が所管する児童福祉施設等に措置等が行われている子どもについて、虐待通告等受理後の関係機関の対応や、虐待が発生した施設等への指導等について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）のほか、子ども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）に準拠し定めるもので、被措置児童等虐待防止の取組を進めることを目的とする。

なお、本ガイドラインの策定に当たっては、国ガイドラインの基本的な部分を記載しているため、その運用については、国ガイドラインも併せて参照されたい。

第1章 被措置児童等虐待の定義・種類

1 被措置児童等虐待とは

施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいう。

- (1) 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 施設職員等とは

「施設職員等」とは、以下の（1）～（5）に掲げるものをいう。

- (1) 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーーム」という。）、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業に従事する者
- (2) 里親若しくはその同居人
- (3) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
- (4) 指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者
- (5) 一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は児福法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者

3 被措置児童等とは

「被措置児童等」とは、以下の（1）～（4）をいう。

- (1) 以下の事業を利用する児童
 - ・児童自立生活援助事業

- ・意見表明等支援事業
 - ・妊産婦等生活援助事業
- (2) 以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
- ・ファミリーホームの養育者
 - ・里親
 - ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設
 - ・指定発達支援医療機関
- (3) 以下の施設等に保護（委託）された児童
- ・一時保護施設
 - ・児福法第33条第1項又は第2項の委託を受けて一時保護を行う者

※(2)、(3)については、児福法第31条第1項から第3項、第31条の2第1項及び第2項並びに第33条第17項及び第18項に定める18歳を超えて引き続き在所期間の延長等をした者についても含むべきものとする。また、同法第6条の3第1項第1号及び第2号に定める児童自立生活援助事業を利用する児童以外の者についても全て含むべきものとする。

4 被措置児童等虐待の種類

(1) 身体的虐待

- ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為など。

(2) 性的虐待

- ・被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・被措置児童等の性器を触る又は被措置児童等に性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィー等を見せるなどの行為

(3) ネグレクト

- ・学校等に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児のみを残したままにするなど
- ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
- ・同居人や養育家庭等に出入りする第三者、生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する

- ・泣き続ける乳幼児を長時間放置する
- ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う
- などの行為

(4) 心理的虐待

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- ・被措置児童等を無視したり、拒否的な態度を示すなど
- ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
- ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
- ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
- ・適正な手続き（強制的措置）をすることなくこどもを特定の場所に閉じ込め隔離する
- ・他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする
- などの行為

5 児童虐待防止法との関係

児童虐待防止法（平成12年法律第82号）においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義している。

ここでいう「保護者」とは、親権を行う者のほか、児童を現に監護する者とされており、児童が施設を利用している場合又は里親・ファミリーホームの養育者に委託されている場合には、当該施設の長又は里親・ファミリーホームの養育者は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものである。

一方、施設等において養育者として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当しない。

(1) 施設等において養育者が行う虐待について

施設等において養育者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではないが、児福法に規定する被措置児童等虐待の対象に該当する。

(2) 里親・ファミリーホームの養育者や施設長について

児童を現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、さらに被措置児童等虐待に該当する。

(3) 法の適用について

児童虐待防止法及び児福法の双方が適用される里親・ファミリーホームの養育者や施設長による虐待については、行政が措置した児童について措置中もその養育の質の向上と権利擁護を図るという観点から、児福法において被措置児童等虐待の対策を講じる旨が定められている趣旨を踏まえ、第一義的には、児福法に基づく措置を優先し

て講じることとする。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親・ファミリーホームの養育者や施設長が虐待を行い、児福法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・捜索等の対応も行うことが可能である。

なお、児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待であっても、被措置児童等虐待のいずれかに該当すると考えられるケースについては、児福法に基づく被措置児童等虐待として通告すれば、別途児童虐待防止法第6条第1項の規定に基づく通告をすることを要しない（児福法第33条の12第3項）。

第2章 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制及び対応

1 通告・届出に関する体制等

被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、通告受理機関へ通告しなければならない（児福法第33条の12第1項）。

発見者が施設職員等の場合であっても同じである。この際、施設等が被措置児童等虐待か否かに判断を要するといった理由で、適切な措置を講じず、いたずらに疑わしい状態を放置するということがないようにしなければならない。この場合、一般通告したこと理由として、解雇その他不利益な取扱いは受けない（児福法第33条の12第6項）。

なお、通告受理機関のうち、「福祉事務所」及び「市町村」（熊本市を除く。以下同じ。）は、県子ども家庭福祉課（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の場合は県障がい者支援課。以下「県子ども家庭福祉課等」という。）に通知する。

また、被措置児童等は、届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出ることができる。

（1）通告受理機関及び届出受理機関

| 発見者からの通告受理機関、被措置児童等からの届出受理機関 |
|--|
| <p>①児童相談所 ②県子ども家庭福祉課 ③県障がい者支援課 ④福祉事務所 ⑤県社会福祉審議会児童専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。） ⑥市町村（なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。）</p> |

＜通告等への対応を行う機関における対応＞

- ① 県子ども家庭福祉課等は、発見者からの通告、通告受理機関からの通知、被措置児童等からの届出を受け、調査や必要に応じて児童相談所に対し緊急的な一時保護等の子どもの安全確保の指示、事案の内容や調査結果について審査部会への

報告、同部会からの意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施する。

- ② 審査部会は、通告や届出を受理した場合の県子ども家庭福祉課等への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行う。
- ③ 児童相談所は、通告や届出を受理した場合には必ず県子ども家庭福祉課等への通知を行うとともに、県子ども家庭福祉課等の求めに応じ、被措置児童等の調査や緊急的な一時保護等の子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族・関係機関との調整等を行う。

(2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知

県子ども家庭福祉課等及び児童相談所は、施設等で被措置児童等虐待を受けた場合は、子ども自身からも、上記（1）の届出受理機関に相談・届出ができるなどを、「子どもの権利ノート」等を活用して、各施設等において周知する等により、子どもの年齢や障害等の状況も考慮した方法で被措置児童等へ確実に届くように工夫する。併せて被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるよう、関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する等して、適切な体制を整える。

(3) 早期発見のための体制整備

県子ども家庭福祉課等及び児童相談所は、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図るため、子どもの通う学校など市町村要保護児童対策地域協議会構成機関等と連携して、日常的に被措置児童等の状況について情報の共有を図るなど、子どもの状況変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制づくりに努める。

さらに、県子ども家庭福祉課等及び児童相談所は、被措置児童等の措置又は委託先である施設等ともコミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等について十分把握するとともに、各種会議等を通じて、子どもの権利擁護の観点からの認識共有を進める。

2 初期対応

(1) 通告受理機関及び届出受理機関が通告等を受理する際の対応

①留意事項

通告受理機関及び届出受理機関（以下「通告等受理機関」という。）は、通告や届出を受理した場合には、まず通告者や届出者に不安を与えないよう配慮するとともに、正確な事実を把握するため、通告者や届出者から虐待を発見した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理する。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告や届出のあった場合においては、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理する。

被措置児童等本人からの届出の場合には、自分のことではなく、友人のことのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合がある。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられる。

このような通告や届出の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、こどもが安心して話せると感じるよう受容的に話を聞き、こどもの訴えの内容が把握できるまで、また、こどもの居場所等が特定できるような情報をこどもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要である。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った連絡がある場合もある。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられる。

このような場合、通告者が「虐待」という言葉を使わないとても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、こどもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているまで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保されるように留意する。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合も想定されるが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞くとともに、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先とする。

このほか、措置解除等の後に被措置児童等虐待の相談が寄せられることも想定される。事業・施設利用や里親等委託中には、通告や届出が困難であり、措置解除等の直後や一定期間を経たのちに被措置児童等本人が虐待経験について表明し、又は周囲からの助言等により相談、通告や届出等に至ることもあるが、その場合にも通常の被措置児童等虐待に準じた受理手続やその後の対応を行う。

②確認事項（通告等受理機関共通）

被措置児童等虐待に関する通告や届出を受けた職員は、別紙「被措置児童等虐待通告等受理票」（以下「受理票」という。）を活用し、可能な限り詳細な情報を記録する。この場合、単なる相談であっても、受理票による記録を取る必要がある。

以下は、相談・通告を受理する際に、最低限確認すべき情報の例示である。

＜被措置児童等本人以外の者からの相談・通告の場合の聞き取り事項＞

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所（施設名等）
- ・虐待の具体的な状況（虐待の内容、時期、施設等の対応）
- ・被措置児童等の心身の状況
- ・虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
- ・相談者、通告者の情報（氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等）

特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握する。

＜被措置児童等本人による相談・届出＞

- ・虐待の内容や程度
- ・被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・被措置児童等との連絡方法など

可能な範囲で、上記の被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際の確認事項と同じ事項について把握する。

③確認事項（児童相談所）

被措置児童等から電話により届出があった場合においては、可能であれば、被措置児童等に児童相談所へ来所するよう、あるいは来所できないとしても児童相談所から被措置児童等の居所に出向くことを伝え、具体的な段取り等について相談し、その際には被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝える。なお、届出を受理する際には、子どもに二次被害（届出受理機関の職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと）が生じないよう配慮する。

手紙による届出で子どもが特定できる場合は、子どもの状況を把握するとともに、可能であれば子どもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談する。

届出をした子どもに、施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等に子どもに接触する等の配慮を行う。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況の緊急性に応じて、児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるかなどについて判断する。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されない場合でも、今後の連絡方法や対応について子どもが理解できるよう丁寧に説明する。

④通告による不利益な取り扱いの禁止等

施設職員等が通告受理機関に通告することは、守秘義務違反に当たらない（児福法第33条の12第5項）。なお、児福法第33条の13においては、一般通告・届出等を受けた者は、当該一般通告・届出等をした者を特定できる情報を漏らしてはならないと規定されている。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）では、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供してはならないとしている。被措置児童等虐待の通告は、個人情報を含んでいるが、個人情報保護法に違反しない。

さらに、児福法第33条の12第6項においては、一般通告をした施設職員等は、一般通告をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないと規定されている。ただし、この規定が適用される「一般通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要である。(児福法第33条の12第5項カッコ書き)

(2) 通告等受理後の対応

通告等受理機関（県子ども家庭福祉課等を除く）は、通告等を受理した場合は、必要な情報の的確な把握に努め、速やかに、県子ども家庭福祉課等に受理票を添えて通知をする。

通告等を受けた児童相談所が、被措置児童等に対して、一時保護など緊急的な対応が必要と判断し、実施した場合には、速やかに県子ども家庭福祉課等に電話で報告するとともに、後日改めて通知する。

<緊急的な対応が必要な場合（例示）>

- ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・施設等を利用する他の被措置児童についても危険がある
- ・被措置児童等が精神的に追いつめられている等

(3) 通告等を受理した後の県子ども家庭福祉課等の対応手順

県子ども家庭福祉課等は、以下の手順に従い、今後の対応方針を決定する。

- ① 県子ども家庭福祉課等が通告等を受けた場合は、速やかに担当児童相談所に連絡するとともに、他の児童相談所にも情報提供を行い、情報の共有を図る。
- ② 被措置児童等の安全及び事実関係の概要を確認するため、担当児童相談所に対して、速やかに施設等を訪問して当該児童等への面接調査を行うよう要請するとともに、施設職員等に対しては県子ども家庭福祉課等が面接調査を行い、その結果を踏まえ、今後の対応方針を検討する。
- ③ 個別の事案の緊急性・重要性等を踏まえ、各児童相談所との連携・役割分担を行い、措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにする。
その際、(2)に掲げる「緊急的な対応が必要な場合」は、ただちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携する。
- ④ 内容等については、その内容、程度に応じて、県健康福祉部長、県子ども・障がい福祉局長等に報告し、今後の対応方針を決定する。

(4) 措置を行う都道府県と被措置児童等の利用する施設（里親・ファミリーホームを含む。）の所在地の都道府県が異なる等の場合

通告等の最終的な対応は、事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、以下に定める者が行う。

- ・児童自立生活援助事業、ファミリーホーム、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業
 - これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事
 - ・児福法第6条の4第1号又は第2号の規定による登録を受けた里親
- 当該登録を行った都道府県の知事
- ・児福法第27条第1項第3号の規定による委託を受けた里親（上記に掲げるものを除く。）
 - 当該委託をした都道府県の知事
 - ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
- これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事
 - ・指定発達支援医療機関
- これらの施設が所在する都道府県の知事
- ・一時保護施設において行う一時保護
- 当該一時保護施設を設置する都道府県の知事
 - ・児福法第33条第1項又は第2項の委託を受けて行う一時保護
- 当該委託をした児童相談所長を監督する都道府県知事

県子ども家庭福祉課等は、被措置児童等が県外からの措置児童（児福法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置が行われている児童をいう。）であるときは、措置を行う都道府県の知事（担当部署）へ通告や届出を受理した旨を通知する必要がある（同法第33条の16の2第1項）。

措置を行う都道府県の知事（担当部署）が先に通告又は届出を受理した場合も、県子ども家庭福祉課等にその旨を通知する必要がある（同法第33条の14第1項）。

県子ども家庭福祉課等は施設等の監督権限（同法第34条の5、第34条の6、第34条の7の3、第34条の7の4、第34条の7の6、第34条の7の7若しくは第46条の規定に基づく権限又は内部監督権限）、措置を行う都道府県の知事は被措置児童に係る措置権限（同法第27条）に基づいて、それぞれ第33条の14第2項及び第3項に規定する措置を講じる「必要を認める」かどうかの判断を行うこととなるが、この際、相手方都道府県（担当部署）と連携して対応する。

3 被措置児童等の状況の把握及び事実確認等

(1) 被措置児童等の状況把握及び事実確認

県子ども家庭福祉課等は、児童相談所と連携し、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、被措置児童等及び施設職員等に対する聞き取

り調査等を実施し、被措置児童等の状況把握と事実確認を行う。

また、通告等の内容から、被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、保健師等の立会いを求める等により、対応することとする。

一時保護施設における虐待の通告等があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや、事実確認の段階から審査部会の委員等の協力を得るなど、調査の客観性が担保できる体制となるよう配慮する。

＜調査に関して実施する項目＞

(調査手法の例)

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聞き取り
- ・施設職員等への聞き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認

(把握が必要な情報の例)

- ・被措置児童等の状況、現時点での安全確認（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・被措置児童等虐待が疑われる事案に対する施設等としての判断（被害の訴えの内容に対する認識、意見）
- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置を行う都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）
- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

(注) 聞き取り調査を行う際の注意事項

- ・こどもからの聞き取りでは、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないよう、こどもの状況や心情に配慮した対応を行う。
- ・聞き取りを行う際に、複数の職員が行う場合には、質問事項をあらかじめ決めておき、職員の間で差異が生じないよう対策を講じる。
- ・被措置児童等虐待を行ったと思われる施設職員等が聞き取りを拒否したり、事実を認めない場合や、被措置児童等虐待を受けたと思われるこどもが、聞き取りを拒否したりするなどの場合も考えられるが、改めて聞き取りを行うことや、他のこどもや施設職員等からできるだけ多くの情報を収集するなどにより、事実の確認を行う。
- ・また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告者や届出者をはじめ、できるだけ詳細に聞き取りを行い、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理する。

(2) 対応方針の検討

(1) の被措置児童等や施設等について把握した状況等を踏まえ、県子ども家庭福祉課等は、当該施設内における被措置児童等虐待の事実を明らかにするとともに、今後の対応について検討する。

4 被措置児童等に対する支援等

(1) 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、県子ども家庭福祉課等は児童相談所等と連携し、審査部会等の意見も取り入れ、被措置児童等に対し、必要に応じて以下のような支援を行う。

＜被措置児童等への支援（例示）＞

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には、当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には、支援を受けられるような条件整備
- ・被措置児童等同士の間での加害－被害等の問題(※)がある場合には、被害を受けたこどもはもちろん、加害したこどもへのケア など

(※) 施設等におけるこども間の性的暴力等の事案への対応

こども間の問題行為（いじめ、暴力、性問題等）の事案を施設職員等が放置することは、児福法第33条の10第1項第3号の規定により、被措置児童等虐待に該当すると考えられる。なお、こども間において発生した問題行為により権利侵害を受け、被害が重篤なものについては、施設職員等が放置せず対応した場合についても「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」（令和6年7月16日付けこ支家第233号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）に基づいた対応が求められる。

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等についてただちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設等を利用している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、こどもの安全を確保する。

(2) 保護者への支援

児童相談所は、施設等と連携を図りながら、虐待を受けた被措置児童等（必要な場合には当該施設等を利用する他の被措置児童等）への対応方針を決定し、必要に応じて被措置児童等の保護者に対して説明する。

(3) 対応方針等の適切なフィードバック

こどもの意見表明や知る権利などにも配慮し、県子ども家庭福祉課等は児童相談所、施設等と連携し、当該被措置児童等や施設職員等に対し、県子ども家庭福祉課等による事実確認の結果や審査部会での検討の結果及び今後の対応方針等について、適切にフィードバックを行う。

5 施設等への指導等

(1) 被措置児童等虐待に関する検証

県子ども家庭福祉課等は、被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、児童相談所（措置を行う都道府県の知事が異なる場合は当該知事（担当部署））等と連携し、審査部会の意見も取り入れながら、以下の観点から、当該被措置児童等虐待に関する検証を行う。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組

（施設等における関係者への処分、職員への研修、事業者・施設や運営法人における組織体制や研修体制等の見直し等）

(2) 施設等への改善方策等の検討

県子ども家庭福祉課等は、「(1) 被措置児童等虐待に関する検証」を踏まえ、施設等や法人に対し、法人等の責任を含め改善方策、再発防止策等の必要な措置を講じるよう指示するとともに、報告書の提出を求める等必要な対応を行い、児福法第34条の5、第34条の6、第34条の7の3、第34条の7の4、第34条の7の6、第34条の7の7若しくは第46条の規定に基づく権限又は内部監督権限を適切に行使する。

- ※ 県子ども家庭福祉課等が施設等に対する指導、改善勧告、改善命令等を行うに当たっては、法人が、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や管理者・施設長に対する処分等、組織としてどのように対応しているかを踏まえるとともに、県子ども家庭福祉課等においてこれらの対応を行った後は速やかに審査部会に報告する。
- ※ 里親・ファミリーホームについては事業者・施設と異なり、児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者と認定された場合は、里親の欠格事由に該当することとなり（児福法第34条の20第1項3号）、これに基づき里親登録の抹消が行われる。こうした対応に至る前に、里親・ファミリーホームの養育者には、自らが行った養育に関し、委託児童からの苦情その他の意思表示について、迅速かつ適切に対応すること、県子ども家庭福祉課等（児童相談所等）から指導又は助言について必要な改善を行うことが定められている（里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）第13条）。
また、児童相談所や里親支援センター、フォースターリング機関、施設の里親支援専門相談員等は、里親・ファミリーホームの養育者への定期的な訪問や委託状況調査を行い、里親・

ファミリーホームの養育者の状態に応じたスキルアップのための研修等への参加の勧奨などを行う。

＜児福法による権限規定＞

| | | | |
|----------|-----|--------|--|
| 第30条の2 | | 都道府県知事 | 小規模住居型養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴収 |
| 第34条の5 | 第1項 | 都道府県知事 | 小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等 |
| 第34条の6 | | 都道府県知事 | 小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令 |
| 第34条の7の3 | 第1項 | 都道府県知事 | 意見表明等支援事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等 |
| 第34条の7の4 | | 都道府県知事 | 意見表明等支援事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令 |
| 第34条の7の6 | 第1項 | 都道府県知事 | 妊娠婦等生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等 |
| 第34条の7の7 | | 都道府県知事 | 妊娠婦等生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令 |
| 第46条 | 第1項 | 都道府県知事 | 児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等 |
| | 第3項 | 都道府県知事 | 児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令 |
| | 第4項 | 都道府県知事 | 児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令 |

（3）改善方策等の実施確認

県子ども家庭福祉課等は、事業者・施設や法人に対し、審査部会の意見を踏まえ、事案の再発防止に向けて、報告された改善方策等が実施されているか、現地調査等により確認する。

（4）告発等

被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われる。性的虐待の場合は、「不同意わいせつ罪」、「不同意性交等罪」などに問われる。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発する義務のあることが規定されており、県子ども家庭福祉課等は、事実関係を把握した段階やその後の調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から、告訴、告発が必要な場合には、被害者による告訴等の支援や行政としての告発を行う。

6 審査部会の体制・対応

（1）審査部会の役割

- ・被措置児童等虐待の通告・届出を受けること
- ・県の講じた措置等について報告を受けること

- ・必要に応じ、県に対して意見を述べること
- ・必要に応じ、調査を行うこと

(2) 審査部会への通告等の対応

審査部会への通告等の受理は、当該部会の事務局（県子ども家庭福祉課）で行い、受理された通告等を速やかに委員や県障がい者支援課（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の場合）へ連絡する。

(3) 県子ども家庭福祉課等による審査部会への報告

県子ども家庭福祉課等は、被措置児童等虐待の通告等を受理後、被措置児童等の状況や通告等に係る事実を確認するための措置等や施設等に対する指導又は助言、被措置児童等の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講じた場合は、以下の事項について審査部会に報告の上、引き続き対応を行う。

＜報告事項＞

- ・通告・届出等がなされた施設等の情報（名称、所在地、種別）
- ・被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる子どもの状況（性別、年齢、その他心身の状況）
- ・被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ・被措置児童等虐待を行った施設職員等の情報（氏名、生年月日、職種）
- ・県子ども家庭福祉課等が行った措置の内容
- ・被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

措置を行う都道府県の知事が異なる場合は、措置を行う都道府県の知事（担当部署）も上記事項（「県子ども家庭福祉課等」は「措置を行う都道府県の知事」とする。）について自らが設置又は指定する審議会等に報告しながら引き続き対応を行う。

(4) 審査部会による意見、調査等

審査部会は、必要に応じて県の対応方針等について意見を述べることができる。

県子ども家庭福祉課等は、施設職員等からの聞き取り内容と被措置児童等からの聞き取り内容に乖離がある場合や、施設等が調査に拒否的な場合、専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合などについて、審査部会の専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査・対応を進めることができる。

さらに審査部会では、県子ども家庭福祉課等だけでは調査が困難な場合や、県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて関係者からの意見の聴取や資料の提供を求めることができる。

7 被措置児童等虐待の公表

(1) 被措置児童等虐待の定期的な公表

県子ども家庭福祉課等は、毎年度、虐待が行われていたと認められた前年度の発生事案について、次の項目を公表する。(児福法第33条の16第2項)

公表は大都市特例の対象外となるため、熊本市においては、下記の公表項目について県に報告する必要がある(同条第1項)。

<公表する内容>

①被措置児童等虐待の状況

- ・虐待を受けた被措置児童等の状況(性別、年齢階級、心身の状況等)
- ・被措置児童等虐待の類型(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)

②被措置児童等虐待に対して県が講じた措置

- ・報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等

※児福法第33条の16第1項に基づき、市町村から報告を受けた場合は、市町村が講じた措置を含む。

③その他の事項

- ・被措置児童等虐待があった施設等の種別(里親等、社会的養護関係施設、障害児施設等、一時保護施設等)
- ・被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

なお、この定期的な公表は、県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものであり、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して、施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではない。

(2) 個別案件の公表

県有施設(一時保護所、清水が丘学園、こども総合療育センター)で発生した被措置児童等虐待事案の公表については、本県の懲戒処分の指針等に基づき人事当局と連携し対応等を行う。

第3章 被措置児童等虐待の予防等

1 県の取組み

県子ども家庭福祉課等は、施設等における被措置児童等虐待を予防するとともに、虐待が発生した場合には再発防止を図るために、施設等が以下の事項に取り組むよう指導する。

また、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについて、県内の関係者が共有の認識を持ち、連携を深め、それぞれの地域でより良いケアを行うことができる体制づくりを進めていく。

なお、県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施する。

2 施設等の取組み

(1) 風通しの良い組織運営

事業者・施設における被措置児童等の支援については、必ず複数の職員でチームを組んで対応することとし、担当職員一人で抱え込むことがないようにする。

また、ケアの体制を考える際には、様々な職種がチームとなって対応するとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要である。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員のケア技術や資質の向上等が求められることはもちろんあるが、法人の理事会や第三者委員会が十分機能していなかつたり、管理者・施設長に職員が意見を言えない雰囲気があつたり、又はこどもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性がある。

施設職員等が意思疎通・意見交換を図りながら、こどものケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていくなど、風通しの良い組織作りに努める。

また、分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設については、その構造や限られた人員配置の問題から、第三者的な他者の視点が入りにくく、こどもに対する不適切な対応や独善的な処遇が常態化してしまうおそれがあるといったことに留意する必要がある。

そのため、地域小規模児童養護施設等については、応援職員の派遣や管理職員らの巡回、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員の配置等により本体施設との連携・連絡を密にするといった配慮に加え、地域小規模児童養護施設等職員の資質向上を目指したこどもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修の機会を確保したりすることやスーパービジョンの体制を整えたりすることも重要である。

(2) 開かれた組織運営

施設等においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにする。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをバラバラに使うのではなく、第三者委員が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）に伝わる仕組みを作ることや、それぞれの仕組みで検討した改善事項について関係者が共通認識をもつて、取り組むことなどが重要である。

(3) 施設職員等の研修、資質の向上

職員のこどもに対する対応方法が未熟であつたり、職員がこどもに関する悩みを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがある。職員個人の主観としては、「こどものため」に行っていることであつても、結果的に被措置児童等虐待につながってしまうこともある。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や事業者・施設の組織的な運営・体制を整えるための研修が必要である。このほか、自らの力では被害を訴えることができないようなこども（乳児・障害

を有する等) もいることから、職員の意識向上を図り、自ら研鑽に努めていくことがより一層望まれ、職員のケア技術向上のための研修を実施することが必要である。

また、特定の職員がこどもに関する悩みを抱え込むことがないよう、基幹的職員(スーパーバイザー)が指導することや、自立支援計画のマネジメントを実施すること等が必要である。

なお、県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の職員の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できる。

(4) 里親家庭・ファミリーホームにおける予防的な視点

里親家庭やファミリーホームにおいては、里親や養育者及び補助者等(以下「里親等」という。)のみの限られた者による養育であるため、こどもの問題を里親等だけで抱え込むといった状況に直面することが多くなる。養育に関する悩みを感じ始めた場合には、なるべく早い段階で児童相談所や里親支援センター、フォースタリング機関、施設の里親支援専門相談員、所属する里親会等の相談支援を活用することが重要である。そのためには、日頃からそれら相談機関との連携を密にし、軽微な問題や養育以外の問題についても気軽に話せる関係性を構築しておくことが望ましい。

レスパイトのサービスの活用やアンガーマネジメントの手法を取り入れるなどの工夫も、不適切な養育に陥らないために有効である。このほか、社会的養育機関が開催する研修・学習会へ積極的に参加して、養育の在り方、課題対応等について学習をすすめ、家庭の暮らしに反映させる工夫も大切である。

(5) こどもの意見を踏まえた、こどもの最善の利益を実現する仕組み等

社会的養護のもとにいるこどもにとって、児童相談所の措置等によって生活することになった里親家庭やファミリーホーム、施設は、本来、安全な環境で安心して過ごせる場所である。しかしながら、それまで自己決定の機会が乏しい状況におかれてきたこどもにとっては、自らの思いを表現することができずに感情を不必要なまでに溜め込んでしまったり、表明したい気持ちの言語化が苦手だったり、自身にまつわる様々な決定に対してはっきりと不服を伝えられなかつたりすることがある。このため、こうした日常生活の場面においても、生活の中で抱く悩みや不満等についてこどもが自らの意見又は意向を表明できるように支援していく必要がある。

こどもの意見や意向等を聞き取り、こどもが置かれている状況を可能な限り説明すること、こどもが自らの置かれた状況や今後の支援の方向性について理解できていない点があれば、児童相談所の児童福祉司の協力を得るなどして再度分かりやすく説明すること、暮らしの環境や日々の過ごし方にこどもの意見を確実に反映していくこと、こどもが持つ自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要である。

＜子どもの意見を実現する取組みの例＞

- ・児福法第27条第1項に規定する措置を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようとする。
- ・定期的に個別に子どもとコミュニケーションを持つ機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える。
- ・自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聞き取り、反映させる。
- ・措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえて話し合う。
- ・子どもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いということを伝える。
- ・第三者による子どもの意見聴取の機会を設け、暮らしの環境や日々の過ごし方について、子どもたちと話し合いながら、子どもの意見を反映させる。
- ・事業・施設等の運営について、子どもたちの意見を反映させる機会を設ける。

また、「子どもの権利ノート」等を活用し、措置を行う際や措置中に、子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることが重要である。

＜具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例＞

- ・被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催
- ・「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置、第三者による意見聴取機会の設定、意見を実現するための委員会の設置等、子どもの意見を聞き取る仕組みづくり

いずれの場合でも、自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、子どもがよく理解できるように説明することが必要である。

被措置児童等虐待通告等受理・届出票

【受理・届出機関 :

受理・届出者 :]

| | |
|----------|------------------------|
| 通告・届出年月日 | 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 |
| 通告・届出形態 | 電話・来所・文書 () |

児童について

| | | | | | | |
|--------|--------------------|---------|----|---|------|----------------|
| 氏名 | | 男・女 | 年齢 | 歳 | 生年月日 | 平成 令和 年 月 日 |
| 学校等 | 保育所・幼稚園・() 学校・その他 | | | | 学年等 | 年 |
| 施設等名称 | | | | | | |
| 施設等住所 | | | | | | |
| 施設等代表者 | | 担当者職・氏名 | | | | |

虐待者について

| | | | | | |
|--------|--|-----|----|----------|--|
| 氏名 | | 男・女 | 年齢 | 歳 | |
| 児童との関係 | | | | 施設での役職名等 | |

通告・届出内容

| | |
|---------|--|
| 虐待の種類 | 1 身体的 2 性的 3 ネグレクト 4 心理的 |
| 虐待の状況内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●情報源は ①通告者 ②その他 () ●虐待の頻度 (ほぼ毎日 ・ 3日に1回程度 ・ 週1回程度 ・ 月1回程度) ●いつ頃から () ●具体的な虐待の内容 |
| 児童の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●現在児童はどこにいるのか ①施設等 ②その他 () ●現在児童はどのような状態か () ●児童の避難場所はあるのか () |
| 施設等の対応 | |

通告・届出者について

| | | | | | |
|------|-----|----|-----|--------|--|
| 氏名 | | | 男・女 | 連絡先 | |
| 匿名希望 | 有・無 | 所属 | | 児童との関係 | |